

令和7年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第2838号 損害賠償請求控訴事件 (原審・水戸地方裁判所令和3年(ワ)第520号)

口頭弁論終結日 令和7年9月4日

判 決

東京都足立区中央本町1丁目2番11号

控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

本町化学工業株式会社

小 田 利 明

高 橋 善 樹

堀 越 友 香

土 肥 衆

木 村 俊 太 郎

森 山 雄 平

木 村 瑠 志

大阪市西区千代崎3丁目南2番37号

控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

大阪ガスケミカル株式会社

榊 谷 武 史

酒 匂 景 範

菅 野 み ず き

秋 田 康 博

岩 崎 翔 太

植 田 美 咲

園 城 唯

東京都港区東新橋1丁目9番2号

控 訴 人

同代表者代表取締役

水 i n g 株 式 会 社

安 田 真 規

東 京 高 等 裁 判 所

同訴訟代理人弁護士	志	田	至	朗
同	金	子	桂	輔
水戸市笠原町978番6				
被 控 訴 人	茨	城	県	
同代表者茨城県公営企業管理者企業局長				
同訴訟代理人弁護士	稲	見	真	二
同	植	崎	明	夫
同	田	中	道	夫
同	阿	久	津	正
同	鈴	木	翔	太
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり			

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨（略称は、別に定めない限り原判決のものを用いる。以下同じ。）

（控訴人本町化学）

- 1 原判決中、控訴人本町化学に関する部分を取り消す。
- 2 前項に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

（控訴人大阪ガスケミカル）

- 1 原判決中、控訴人大阪ガスケミカルに関する部分を取り消す。
- 2 前項に係る被控訴人の請求を棄却する。

（控訴人水 i n g）

- 1 原判決中、控訴人水 i n gに関する部分を取り消す。
- 2 前項に係る被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、普通地方公共団体である被控訴人が、その所有する関城浄水場（本件浄水場）において平成26年度及び平成27年度にそれぞれ実施した粒状活性炭の再生等の業務に係る一般競争入札において、控訴人らを含む16社（原判決別紙業者一覧記載の16業者）が、事前に再生等の業務の供給予定者及び入札価格を調整する談合行為をしたことにより、同談合行為がなければ形成されたであろう落札価格（想定落札価格）と現実の落札価格（現実落札価格）との差額分の損害を被ったなどと主張して、①平成26年度入札に関し、供給予定者及び入札価格の調整・決定等をしていたとする控訴人本町化学及び落札業者である控訴人大阪ガスケミカルに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、合計1億8271万7331円（損害金元本1億6295万6484円、弁護士費用1630万円、確定遅延損害金346万0847円）並びにうち損害金元本及び弁護士費用の合計1億7925万6484円に対する不法行為の日の後である平成27年5月25日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、②平成27年度入札に関し、控訴人本町化学及び落札業者である控訴人水ingに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、合計2億2144万4742円（損害金元本1億9716万0481円、弁護士費用1972万円、確定遅延損害金456万4261円）並びにうち損害金元本及び弁護士費用の合計2億1688万0481円に対する不法行為の日の後である平成28年6月24日から支払済みまで上記と同様の遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審は、①控訴人らを含む16社が、東日本地区に所在する普通地方公共団体が発注する浄水場用活性炭の納入、再生等の業務の入札案件について、供給予定者及び入札価格を事前に調整する旨の合意をし（本件基本合意）、これに基づき、平成26年度入札において、控訴人本町化学及び控訴人大阪ガスケミカルが、供給予定者を同社とし、窓口業者の入札価格を事前に決め、平成27

年度入札において、控訴人本町化学及び控訴人水 i n g が、供給予定者を同社とし、窓口業者の入札価格を事前に決めていたのであり、これらは被控訴人の公正な競争の下に形成された低廉な価格によって契約を締結する利益を侵害する不法行為に当たり、平成 26 年度入札に関し、控訴人本町化学と控訴人大阪ガスケミカルが、平成 27 年度入札に関し、控訴人本町化学と控訴人水 i n g が、それぞれ共同不法行為責任を負うとし、②被控訴人の損害額につき、談合が行われなければ入札において形成されたであろう想定落札価格と現実落札価格との差額をもって算定することができ、談合行為が相当長期にわたる場合や当該入札の前にも同様の談合行為が行われていた疑いがある場合には、談合行為終了後、公正かつ自由な競争によって行われた入札における現実落札価格をもって想定落札価格を合理的に推認できると解するのが相当であり、16社のうち1社が離脱した後に実施され、競争原理が働いたといえる平成 28 年度入札、及び、公正取引委員会による立入検査が実施され、本件基本合意が解消された平成 29 年度入札から令和 2 年度入札までの合計 5 件の落札価格の平均値をもって本件各入札の想定落札価格を合理的に推認できるとし、同平均値である 200 万 9000 円を前提として被控訴人の損害額を算定し、これに沿った被控訴人の請求をいずれも認容したところ、これらを不服として控訴人らがそれぞれ控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記 3 のとおり当審における控訴人らの主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 2 事案の概要」1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、引用に係る補正後の原判決の前提事実を「補正後前提事実」という。

(1) 原判決 3 頁 16 行目の「括弧内に掲げた証拠」の次に「(枝番のあるものは明示のない限り各枝番を含む。以下同じ。)」を加える。

(2) 原判決 4 頁 12 行目の「粒状活性炭再生業務」を「粒状活性炭の再生等の

業務（以下「粒状活性炭再生業務」ともいう。）」に改め、同14行目末尾の次に「なお、活性炭のうち粒状活性炭は、専用の活性炭槽（吸着池内）で使用するものであり、専用の炉で焼成することによって吸着性が回復するため、数か月使用した後に工場で再生して再利用し、再生過程で目減りする分は新炭で補充するものであり、粒状活性炭再生業務は、こうした活性炭の再生業務と補充業務から成る。」を加える。

(3) 原判決6頁3行目の「うち56万6400円」の次に「は消費税及び地方消費税」を、同10行目の「マルシェ薬品に対し、」の次に「平成27年度契約に基づき、」をそれぞれ加える。

(4) 原判決7頁9行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「オ 東京地方裁判所は、令和4年9月15日、上記訴えに係る控訴人本町化学の取消請求を棄却する旨の判決を言い渡した（甲19）。」

(5) 原判決8頁24行目から同25行目にかけての「入札予定価格よりも高い価格」の次に「（以下「協力価格」という。）」を加える。

### 3 当審における控訴人らの主張

（控訴人本町化学の主張）

控訴人本町化学の本件各入札に関する関与の態様については争い、自らが不法行為責任を一定負うこと自体は争わないが、以下のとおり、原判決の損害の認定には誤りがある。

(1) 談合に係る損害額の認定の判断を示した前掲・最高裁平成元年12月8日第二小法廷判決（以下「平成元年最判」ともいう。）は、一般的には、商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該価格協定の直前の小売価格（直前価格）をもって想定購入価格と推認するのが相当であるとしたが、協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときは、直前価格のみから想定購入価格を推認することは

許されず、直前価格のほか、当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討して推計しなければならないとし、小売価格の形成に影響を及ぼす経済的要因にさしたる変動がないとの事実関係は、最終消費者（原告）において立証すべきことになり、その立証ができないときは、上記推認は許されないから、他に上記総合検討による推計の基礎資料となる当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因をも消費者において主張立証すべきことになると解するのが相当であると判示したところ、原判決は、本件について直前価格をもって想定落札価格を推認することは相当でないとし、何らの説明もなく、平成元年最判が示した直前価格基準について、談合行為終了後、公正かつ自由な競争によって行われた入札における落札価格による直後価格基準に変更した。

しかしながら、平成元年最判は、小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない場合と小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動がある場合の中間の状況（顕著ではないが経済的要因等に変動がある場合）において、直前価格だけで事実上の推定が働くかは明らかにしていないのであり、商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討して想定落札価格を推計することを排除する趣旨でないことは明らかである。そして、入札における落札価格は、一般に、当該入札当時の経済情勢に加え、商品等の種類・数量、発注件数、地域、入札参加業者の落札意欲・価格競争能力・積算予測能力、業者数等の不確定要因の多い不確実な諸条件が複雑に絡み合っ形成されるとともに事業者の経営判断に大きく左右されるものであるし、活性炭の再生業務は、再生のための活性炭の引上げ、再生加工、再生活性炭を浄水場に戻す作業等の役務の要素が含まれているから、その作業金額は、業者、その時々々の原材料価格、燃料費、人件費等のコストによって変わり得る（入札の個

別性) のであり、入札価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるといえない場合であっても、価格形成に影響を与える事情が存在するのであって、一律に現実の直前(又は直後)価格をもって想定落札価格と推認することは事実上の推定として合理性を有するものではない。

以上のこと等を踏まえると、独禁法違反に基づく損害賠償を請求する予測型賠償額算定の類型の場合には、原則として民訴法248条が適用されるべきであり、平成元年最判が採用したとされる、いわゆる前後理論は同条の判断要素の一つとして考慮されるべきであって、想定落札価格を推認するに当たっては、入札価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときに限定することなく、商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討して想定落札価格を推計することが同条の趣旨に合致するものといえる。さらに、同条に基づき相当な損害を算定する場合には、ある程度控えめな金額をもって相当とするのもやむを得ないとする、いわゆる控えめの法理が妥当する。

- (2) 本件各入札の対象である粒状活性炭再生業務において、原材料価格及び燃料価格の変動等は、入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因であるし、平成28年度入札から令和2年度入札までの各年度の落札価格は、平成28年の落札価格を基準とした比率について最大値(117.45%)と最小値(66.04%)の差が51.41%も生じており、5件の現実落札価格の平均をもって想定落札価格を合理的に推認できるものでないことは明らかである。したがって、損害の推認に当たっては、控えめの法理から、本件各入札の落札価格と上記各年度の現実落札価格との差額ではなく、上記各年度の入札の予定価格に対する落札率によって想定落札価格を算出することに合理性がある。具体的には、予定価格に想定落札率を掛けて想定落札価格を算出した上、当該想定落札価格と現実落札価格との差額をもって損害額を計算し、このうち平成28年度から令和2年度までの落札率のうち50%未満のもの

を除外し、平成31年度の75.68%をもって想定落札率とするのが相当であり、被控訴人の損害額は、平成26年度入札について5479万4293円、平成27年度入札について3634万4402円を超えることはない。(控訴人大阪ガスケミカルの主張)

(1) 不法行為責任について

入札談合に関して不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、被控訴人において、基本合意の存在に加えて、個別の入札における調整行為の存在及び内容として、本件基本合意に関与する全事業者との間における個別調整行為の存在及び内容を主張立証する必要がある。

この点について、原判決は、控訴人本町化学の元従業員の供述調書(甲14)、控訴人大阪ガスケミカルの営業担当者の供述調書(甲15)、控訴人水i n gの担当者の供述調書(甲16)及び平成27年度入札に係る入札公告(甲26)に基づいて認定したが、これらをもって平成26年度入札の個別調整行為の存在及び内容を認定することはできない。すなわち、控訴人らの担当者3名の各供述は、本件基本合意の下、多くの入札物件について一定の連絡が行われることがあり、各入札に応じて適宜の対応をしていたことに関して一般的抽象的な説明を行ったにすぎず、これに基づいて平成26年度入札における個別調整行為を推認することは不当である。また、16社以外のアウトサイダーが参加する可能性について主張として一般的な記載にとどまることを理由として、これを排斥することはできない。

(2) 損害について

平成26年度入札後の入札における落札価格をもって想定落札価格を推認する場合には、被控訴人において、平成26年度入札及びその後の入札での入札価格を形成する具体的な事情を基に前提となる経済的要因等に変動がないことを主張立証する必要がある。

この点につき、被控訴人は、消費者物価指数(甲21)や賃金構造基本統

計調査（甲22）を基に経済的要因等の変動がなかったことを主張立証するが、これらは一般的な物価動向、人件費等に係るものにすぎず、入札における具体的な事情としての経済的要因等の変動がないことを示すものではなく、活性炭の種類や価格動向も示されていない。また、平成28年度入札以降の入札における予定価格は大きく変動しており、中国からの輸入活性炭の単価の変動（平成28年度に急落し、その後平成27年度と同水準近くまで上昇してから再度大きく下落した。）や燃料価格の変動も認められ、入札の仕様も変動しているから、平成28年度入札から令和2年度入札までの間において、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動があったことが強くうかがわれる。加えて、平成28年度入札から平成30年度入札までの落札価格は、平成31年度入札以降の落札価格と明らかな乖離があり、前者は、本件基本合意から離脱したセラケムに対する報復の観点や公正取引委員会の調査等がされた時期の入札であり、たたき合いの入札が行われるなど、経済的な合理性を欠く入札が行われたことが否定できないから、平成28年度から令和2年度までの落札率も考慮すべきである。また、より多くの資料に基づいて想定落札価格を算定するのが望ましいから、令和3年度以降の入札結果も考慮の対象に含めるのが相当であり、以上を踏まえて、謙抑的な損害額の認定がされるべきである。

（控訴人水 i n g の主張）

(1) 不法行為責任について

控訴人本町化学及び控訴人水 i n g の営業担当者が、16社のうち平成27年度入札に参加する予定の他の業者に対し、708万円以上で入札するよう連絡したとの事実は、何ら具体的な証拠に基づかないものであり（他の窓口業者が入れるいわゆる協力札に関する点も、控訴人らの担当者の供述調書中に具体的な記述はない。）、特に入札参加業者13社のうち10社がいずれの活性炭メーカーの活性炭の納入を予定して入札に参加していたのかも不

明である。また、アウトサイダーが参加する可能性が否定できない状況にあった場合には、自由かつ公正な競争によって形成された落札価格により契約を締結する発注者の権利利益は何ら侵害されていない。

## (2) 損害について

原判決は、平成元年最判が被控訴人において主張立証責任を負う事実と位置付ける「一連の入札における落札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がない」との事実について明確な判示をしておらず、単に「入札価格形成に影響を及ぼす顕著な点に変更があるとの事情はうかがわれない」などというだけでは、上記の「さしたる変動がない」とまで認めるに足りないことは明白である。

本件において、一連の入札における調達対象取引のうち少なくとも活性炭の納入・再生に係る部分については、燃料価格の変動や低品質・低価格な海外製品の流入による価格形成への顕著な影響がみられることは明らかであり（乙F1～3）、現に平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格は最大乖離率30.3%もの顕著なばらつきを示しており、このようなばらつきの存在自体、上記各年度の入札価格が経済的要因等の変動の影響を大きく受けていることの現れとみるほかない。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があると判断する。その理由は、次のとおり当審における当事者の主張も踏まえて原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、引用に係る補正後の原判決の認定事実を「補正後認定事実」という。

(1) 原判決21頁7行目の「しかしながら、」から同12行目末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、談合行為が、違法行為と認定された時期以前にも存在していた疑いがあり、それが相当長期にわたる場合には、直前価格をもって想定落札価格を推認するのは相当ではなく、入札の対象となる物品・役務の規模、仕様等が共通しているために比較できる同一の物品・役務があり、現実の落札価格を用いた推計が適するといえるときは、入札価格の形成に影響を及ぼす経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、談合行為の終了後の公正かつ自由な競争によって行われた入札における現実の落札価格をもって想定落札価格を推認することが相当である。また、同様に上記のとおり現実の落札価格を用いた推計が適するといえるときであって、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないと認められるときは、直後の落札価格を基礎として想定落札価格を推認することが許されるが、価格形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときは、上記のような事実上の推定を働かせる前提を欠くことになるから、違反行為の直後の落札価格のみから想定落札価格を推認することは許されず、直後の落札価格のほか、価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討してこれを推計しなければならないというべきである。そして、上記経済的要因等にさしたる変動がないと認められる場合、さしたる変動はなくとも、その時々具体的な事情によって相応の誤差があり得ることも勘案すれば、当該変動を平準化するため、さしたる変動のない相応の期間内に行われた入札結果を集積し、その平均落札価格によることが相当である。」

- (2) 原判決21頁22行目の「できるか」の次に「、及び、できるとして、被控訴人が主張する方法を採用すべきかについて」を加え、同22頁13行目の「入札価格形成に影響を及ぼす顕著な点に変更があるとの事情」を「入札価格の形成に影響を及ぼすような事項にさしたる変更があるとの事情」に改め、同18行目の「平成30年度の140万円であって、」の次に「入札談

合が行われていた平成26年度入札が685万円、平成27年度入札が708万円であったことも踏まえると、相応の誤差の範囲内といえ、」を加え、同19行目から同20行目にかけての「しかるに、」を「敷衍するに、」に改める。

(3) 原判決24頁8行目及び同12行目の「価格形成に顕著な影響を及ぼすもの」をいずれも「価格形成にさしたる影響を及ぼすもの」に改める。

(4) 原判決25頁8行目から同9行目にかけての「入札価格の形成に顕著な影響を与え得る経済的要因等に変動があったとの具体的な事情」を「入札価格の形成に影響を与え得る経済的要因等にさしたる変動があったとの具体的な事情」に、同18行目から同19行目にかけての「入札価格の形成に影響を及ぼす顕著な仕様変更があったとの事情」を「入札価格の形成に影響を及ぼすような事項にさしたる仕様変更があったとの事情」にそれぞれ改める。

## 2 当審における控訴人らの主張に対する判断

### (1) 控訴人本町化学の主張について

ア 控訴人本町化学は、平成元年最判は、談合に係る損害額の認定において、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に顕著ではないが変動がある場合に、価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討して想定落札価格を推計することを排除する趣旨でないことは明らかであり、入札における落札価格は、不確定要因の多い不確実な諸条件が複雑に絡み合って形成される上に、活性炭の再生業務に係る作業金額は、その時々原材料価格、燃料費、人件費等のコストによって変わり得る（入札の個別性）もので、一律に現実の直前（又は直後）価格をもって想定落札価格と推認することは事実上の推定として合理性を有するものとはいえず、原則として民訴法248条が適用されるべきであるなどと主張する。

しかしながら、平成元年最判は、想定購入価格は、現実には存在しなか

った価格であり、これを直接に推計することに困難が伴うことが否定できないから、現実に存在した市場価格を手掛かりとしてこれを推計する方法が許されてよいとした上で、一般的には、小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該価格協定の実施直前の小売価格（直前価格）をもって想定購入価格と推認するのが相当であるということができると判示したものであるが、これは、価格協定の実施直前の価格は、協定の影響を受けない競争価格であり、協定がなければ、この競争価格がその後も維持されていたであろうと考えるのが経験則上合理的である状況の下にあると認められるからであり、この理は、協定が終了した後の公正かつ自由な競争によって定められた価格（以下「直後価格」ともいう。）にも当てはまるものであって、入札談合の場合、引用に係る補正後の原判決の判示のとおり、談合行為が、違反行為と認定された時期以前にも存在していた疑いがあり、それが相当長期にわたる場合には、直前価格をもって想定落札価格を推認するのは相当でなく、入札の対象となる物品・役務の規模、仕様等が共通しているために比較できる同一の物品・役務があり、現実の落札価格を用いた推計が適するといえるときであって、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないと認められるときは、直後の落札価格を基礎として想定落札価格を推認することが許されるというべきである。

そして、本件各入札や平成28年度入札から令和2年度入札までの入札の対象である粒状活性炭の再生業務の規模や仕様等につき、証拠（甲8、9、23、25～31）及び弁論の全趣旨によれば、水道水の製造過程では、活性炭が粒状活性炭吸着池で使用され、これにより有機物やかび臭の原因物質を除去するところ、活性炭の再生業務は、吸着池（1池35㎡）で数か月使用したものを工場で再生するものであり、具体的には、使用済みの活性炭を搬出し、炉で焼成し、吸着池に戻すという業務であって、本

件各入札や上記各入札は、いずれも同一浄水場における業務として規模や内容は同一であり、また、当該業務の仕様としても、再生後の粒状活性炭の物性や浸水性の基準は、厚生労働省令や日本水道協会（JWWA）により定められ、再生方法や再生収率その他の仕様についても、同様に厚生労働省令や日本水道協会により定められており、被控訴人が上記各年度の入札において発注した上記業務の仕様（甲8、9、23）も基本部分において共通しているものと認められるのであって、以上からすれば、本件各入札から令和2年度入札に至るまでの間、上記業務の仕様に入札価格の形成に影響を及ぼすような事項にさしたる変更はないものと認められる。また、控訴人本町化学が主張する、入札における落札価格の形成の不確実性や活性炭の再生業務に係る作業金額の変動可能性は、入札価格の形成に影響を及ぼすような経済的要因等にさしたる変動がないとの上記認定を左右するものとは認め難い。

以上のとおり、上記に従って直前価格又は直後価格を用いることにより想定落札価格を推計することが可能かつ相当である場合には、民訴法248条が規定する「損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」には当たらないというべきである。したがって、控訴人本町化学の上記主張は採用することができない。

イ また、控訴人本町化学は、原材料価格及び燃料価格の変動等は入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因であり、平成28年度入札から令和2年度入札までの各年度の落札価格の最大値と最小値の差は51.41%も生じており、上記各年度の5件の落札価格の平均をもって想定落札価格を合理的に推認できるものではなく、控えめの法理から、本件各入札の現実落札価格と上記5件の落札価格との差額ではなく、入札の予定価格に対する落札率によって想定落札価格を算出することに合理性があると主張する。

しかしながら、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の規模、仕様等

の同一性からすれば、入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないと認められるときは、本件各入札後の公正かつ自由な競争によって行われた入札における直後の落札価格を基礎として想定落札価格を推認することが許されることは、上記アに説示したとおりである。そして、本件各入札の期間（平成26年度、平成27年度）と平成28年度入札から令和2年度入札までの期間が時期的にみて近接していると認められることや、後記(2)イのとおり、これらの期間における原材料価格及び燃料価格の変動等が、入札価格の形成の前提となる経済的要因等にさしたる変動をもたらすものではないと認められることからすれば、本件各入札と平成28年度入札から令和2年度入札までの間に、経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動はなかったものと認められる。また、直後価格である平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格は、平成28年度が212万円、平成29年度が193万5000円、平成30年度が140万円、平成31年度が249万円、令和2年度が210万円であり、最大値と最小値には相応の高低差はあるものの、これらの平均落札価格200万9000円に対する偏差は、最大で平成30年度の30.3%であり、その他は、平成31年度が24%、平成28年度が6%、令和2年度が5%、平成29年度が4%であって、入札談合が行われていた平成26年度入札が685万円、平成27年度入札が708万円であったことも踏まえると、公正かつ自由な競争によって行われた入札における落札価格として、想定落札価格を算定するに当たってその推認に疑義が生ずる程度の相違があるとはいえないというべきである。そうすると、引用に係る原判決が判示したとおり、上記5件の現実の落札価格の平均である1池当たり200万9000円をもって想定落札価格と推認することが相当であり、控えめの法理から、入札の予定価格に対する落札率によって想定落札価格を算出することに合理性があるとはいえない。

したがって、控訴人本町化学の上記主張も採用することができない。

(2) 控訴人大阪ガスケミカルの主張について

ア 控訴人大阪ガスケミカルは、平成26年度入札に関して損害賠償請求が認められるためには、被控訴人において、本件基本合意の存在に加えて、個別の入札における調整行為の存在及び内容として、本件基本合意に関与する全事業者との間における個別調整行為の存在及び内容を主張立証する必要があるところ、控訴人らの担当者3名の各供述は、本件基本合意の下、各入札に応じて適宜の対応をしていたことに関して一般的抽象的な説明を行ったにすぎず、これに基づいて平成26年度入札における個別調整行為を推認するのは不当であるし、アウトサイダーが参加する可能性について主張として一般的な記載にとどまることを理由にこれを排斥することはできないと主張する。

しかしながら、控訴人大阪ガスケミカルの営業担当者の供述調書（甲15）は、本件各入札における個別調整行為の存在について供述するものであり、控訴人大阪ガスケミカルにとって不利益な事実を述べた同担当者の供述の信用性を否定すべき事情は見当たらないことや、控訴人大阪ガスケミカルは、公正取引委員会の調査開始日以降、違反行為の内容を報告し、資料を提供して、課徴金の30%減額を受けていること（補正後前提事実(6)イ）からすれば、本件各入札に関して個別調整行為があったものと認められる。このうち、平成26年度入札の個別調整行為については、控訴人大阪ガスケミカルと控訴人本町化学との間で、控訴人大阪ガスケミカルが供給予定者となることを確認決定したものであり（補正後認定事実イ(1)）、16社のうち平成26年度入札に参加する予定の他の業者（窓口業者）に協力価格が伝えられたことの詳細を示す証拠は見当たらないものの、本件基本合意の存在や、平成26年度入札に参加した6社が、いずれも公正かつ自由な競争が働いたと認められる平成28年度以降の落札価格

に比して3倍以上の高額な価格で入札していることからすれば、控訴人大阪ガスケミカル又は控訴人本町化学から平成26年度入札に参加する業者に対し、事前に協力価格が伝えられていたものと推認される。また、本件記録上、平成26年度入札に参加しない業者に対して協力価格が伝えられたことは認められないものの、個別調整行為がされたと認められるために、平成26年度入札に参加した業者のみならず、本件基本合意に関与する他の全ての事業者にも協力価格が伝えられていたことまでが必要であるとはいえない。さらに、アウトサイダーの一般的・抽象的な参加の可能性をもって、そのような具体的な事情が認められない平成26年度入札に関して競争原理が働いていたものと認めることもできない。

したがって、控訴人大阪ガスケミカルの上記主張は採用することができない。

イ また、控訴人大阪ガスケミカルは、平成26年度入札後の入札における落札価格をもって想定落札価格を推認するためには、その前提となる経済的要因等に変動がないことを主張立証する必要があるが、被控訴人が指摘する消費者物価指数や賃金構造基本統計調査は、いずれも一般的な物価動向や人件費等に係るものにすぎず、入札における具体的な事情としての経済的要因等の変動がないことを示すものではなく、平成28年度入札以降の入札における予定価格は大きく変動し、中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格の変動も認められ、入札の仕様も変動しているから、経済的要因等に変動があったことが強くうかがわれるなどと主張する。

しかしながら、まず、本件各入札の対象は粒状活性炭再生業務であり、入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等として、人件費の変動は、落札価格と一定の相関関係があるとうかがわれるところ、その変動は平成26年から5年間の増加率が2.7%であると認められるのであり(甲22)、そうすると、人件費の変動が粒状活性炭再生業務の価格に与える影

響は軽微であって、入札価格の形成に影響を与える経済的要因等にさしたる変動はないものと認められる。次に、控訴人大阪ガスケミカルが主張する、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の入札に係る予定価格は、積算基準に基づき定められたものではなく、活性炭メーカーや窓口業者が提出した参考見積りの最低額に基づくものであることが認められ（弁論の全趣旨）、同予定価格は提出された参考見積りの最低額の如何によって左右されるものであるから、これを経済的要因等の変動の指標として用いることは相当ではない。また、中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格の変動があったとしても、これらの変動が、そもそも、粉末活性炭の購入単価ではなく、粒状活性炭再生業務の委託単価と如何なる相関関係を有し、どのような影響を及ぼすものであるかは明らかでなく（中国産の活性炭は主として石炭系であるのに対し、本件浄水場で使用される活性炭は椰子殻系のものであって、本件浄水場では中国産の活性炭は使用されていないものと認められ（甲8、9、50、弁論の全趣旨）、また、本件各年度及び平成28年度入札から令和2年度入札までの粒状活性炭の再生収率は93～94%と定められていることが認められるから（甲8、9、23）、新炭の補充は毎年6～7%にとどまり、その購入価格が粒状活性炭再生業務の価格に与える影響は軽微なものといえる。）、この点を措いても、平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格の傾向（平成28年度が212万円、平成29年度が193万5000円、平成30年度が140万円、平成31年度が249万円、令和2年度が210万円）からすれば、中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格の変動と落札価格の変動にさしたる相関関係はないものと認められるから（中国からの輸入活性炭の1kg当たりの価格は、平成26年が179.64円、平成27年が184.87円であり、平成28年は146.87円と下落したものの、平成29年は155.81円、平成30年は176.18円と回復し、平成31年は16

6. 60円、令和2年は153.32円と再度下落している（乙E19の5～11、弁論の全趣旨）。また、日本国内の産業用A重油の納入価格は、平成26年を100とした場合、平成27年は103.9に上がり、平成28年は73.6、平成29年は56.9と下落した後、平成30年は70.5、平成31年は87.6、令和2年は84.8と再び上昇して推移している（乙E20、F1の1、乙F2の1・2、弁論の全趣旨）。）、これらの変動は、入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動を及ぼすものではないと認められる（なお、平成26年度入札、平成27年度入札の各落札価格は、それぞれ685万円、708万円であり、これらの年度の中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格は、平成28年度入札以降の単価・価格に比して高額となっていることは指摘し得るものの、上記のとおり、これらの単価・価格が、粒状活性炭の再生業務の価格と如何なる相関関係を有し、どのような影響を及ぼすものであるかは明らかでない上に、平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格の推移と平成28年から令和2年までの中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格の変動との間にさしたる相関関係はないものと認められることからすれば、中国からの輸入活性炭の単価や燃料価格の平成26年及び平成27年に対するその後の全体的な下落傾向をもって、これらの変動と平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格の推移との間にさしたる相関関係がないとの認定を左右するものとはいえない。）。その他、前記(1)イのとおり、平成28年度入札から平成30年度入札までの落札価格が平成31年度入札以降の落札価格と大きく乖離するものとはいえず、また、上記5件の現実の落札価格に加えて、本件各入札から時期的に離れる令和3年度以降の落札価格をも考慮すべきものともいえない。

したがって、控訴人大阪ガスケミカルの上記主張も採用することができない。

(3) 控訴人水 i n g の主張について

ア 控訴人水 i n g は、控訴人本町化学及び控訴人水 i n g の営業担当者が、平成 27 年度入札に参加する予定の他の業者に対し、協力価格で入札するよう連絡した事実は具体的な証拠に基づかないものであり、入札参加業者の多くがいずれの活性炭メーカーの活性炭の納入を予定していたかも不明であるし、アウトサイダーが参加する可能性が否定できない状況にあれば、自由かつ公正な競争は確保されており、発注者の権利利益は何ら侵害されていないと主張する。

しかしながら、控訴人水 i n g の担当者の供述調書（甲 16 の 2）には、平成 27 年度入札を含む案件について、他の活性炭メーカーから窓口代理人に対して協力価格での入札をするなどの協力をしてもらったとの供述があり、控訴人水 i n g にとって不利益な事実を述べた同担当者の供述の信用性を否定すべき事情は見当たらないことや、控訴人水 i n g は、公正取引委員会の調査開始日以降、違反行為の内容を報告し、資料を提供して、課徴金の 30% 減額を受けていること（補正後前提事実(6)イ）からすれば、平成 27 年度入札に関して個別調整行為があったものと認められる。また、いわゆる協力札に関する具体的な記載がなくとも、甲 52 号証の 1～12 によれば、窓口業者は活性炭メーカーから代理店証明を得て平成 27 年度入札に参加したことが認められ、かつ、窓口業者は、その契約上、活性炭メーカー又は控訴人本町化学から協力価格の指示や連絡がなければ入札価格を決定することができない立場にあるといえるから、その旨の指示や連絡があったものと認められる。さらに、本件記録を精査しても、前記(2)アで説示したのと同様、アウトサイダーが平成 27 年度入札に参加した具体的な事情は何ら認められず、競争原理が働いていたものと認めることはできないから、発注者である被控訴人の権利利益が侵害されたことは明らかである。したがって、控訴人水 i n g の上記主張は採用することができな

い。

イ また、控訴人水 i n g は、平成元年最判は、直後価格を適用するためには入札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないことが必要であるとした上で、燃料価格の変動や海外製品の流入による価格形成への顕著な影響がみられることや、平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格において最大乖離差30.3%ものばらつきを示していることから、上記各年度の入札価格は経済的要因等の変動の影響を大きく受けていると主張する。

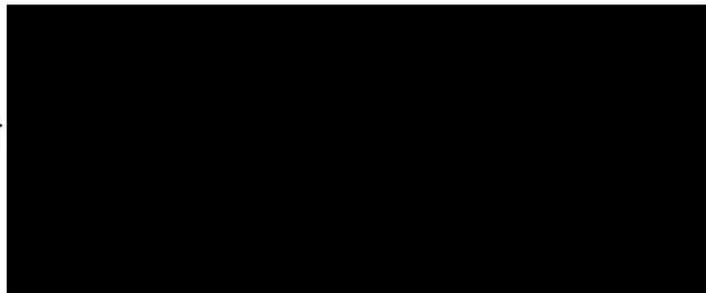
しかしながら、想定落札価格を推計するに当たって、談合行為の終了後の公正かつ自由な競争によって行われた入札における現実の落札価格（直後価格）を用いることが許されるのは、現実の落札価格を用いた推計が適するといえるときであって、入札価格の形成に影響を及ぼす経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないと認められるときであることは、引用に係る補正後の原判決の判示及び前記(1)アのとおりであるが、平成28年度入札から令和2年度入札までの落札価格における最大乖離差の程度を踏まえても、本件各入札の期間と平成28年度入札から令和2年度入札までの間に、入札価格の形成に影響を及ぼす経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がなく、また、輸入活性炭の単価や燃料価格の変動と落札価格の変動にさしたる相関関係がないものと認められることは、前記(1)イ及び(2)イで判示したとおりである。そして、平成28年度入札から令和2年度入札までの5件の現実の落札価格の平均である1池当たり200万9000円をもって想定落札価格と推認することが、合理性に欠けるものではなく相当であることも、引用に係る補正後の原判決の判示及び前記(1)イのとおりである。したがって、控訴人水 i n g の上記主張も採用することができない。

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを

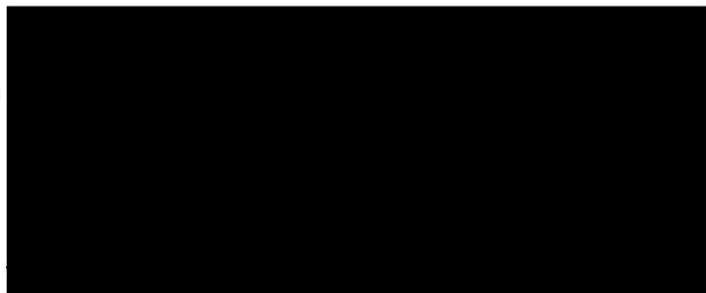
棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

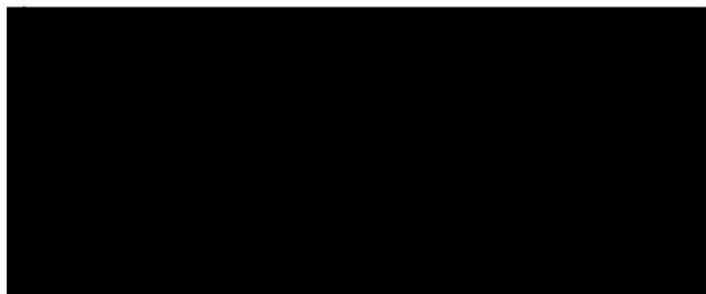
裁判長裁判官



裁判官



裁判官



(別紙)

指定代理人目録

澁谷憲一      深谷真弘      高須正人      横田定家      角張順一  
大津賢一

以上

これは正本である。

令和7年11月27日

東京高等裁判所第7民事部

裁判所書記官